

2019年7月26日

# 消費税課税事業者の皆様へ

消費税の軽減税率制度実施後は区分経理が必要です!!

2019年10月に消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率制度は全ての事業者の方に関係があります。飲食料品の取扱い（販売）がない事業者の方についても、仕入や経費に軽減税率（8%）対象品目があれば、税率ごとに区分する【区分経理】を行う必要があります。また、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、【区分経理】をした帳簿の保存が必要となります。【区分経理】がされていないと消費税の申告書を作成することが出来ません。つきましては、以下の日程で個別相談会を開催致しますので、必ず青色申告会事務局まで予約・確認のご連絡をお願い申し上げます。尚、ブルーリターンAご利用者様と手書で記帳されている方では対応が異なりますのでご注意ください。

## ◆◆ブルーリターンAご利用者様◆◆

消費税設定	対 応	個別相談日
《消費税設定する》 で記帳されている方	10月から税率10%及び軽減税率8%の税区分が自動で追加されます。10月分以降の取引も引き続き税区分を選択し入力をお願いします。	※今までの記帳と大きな変更はありませんので、特に相談日は設けませんが、処理に不安の方は予約の上お越し下さい。
《消費税設定しない》 で記帳されている方	事業情報設定中の《消費税設定をする》に変更し、変更後は日々の記帳で税区分を選択する必要があります。	・8月20日～9月30日 ・10月1日～10月31日 ※土日祝除く

## ◆◆手書で記帳されている会員様◆◆

対 応	個別相談日
同封の、手書の方用（【一般課税】・【簡易課税】）の区分経理処理が必要になります。※大変複雑になりますので、処理に不安の方は必ず予約の上お越し下さい。	・8月20日～9月30日 ・10月7日～10月11日 ※土日祝除く

[お問合せ]

伊勢青色申告会

伊勢市岩渕 1-7-17

(伊勢商工会議所内2F)

☎ 0596-26-0016